

NDC社発24-035号

2024年 1月31日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12

MHI 原子力研究開発株式会社

取締役社長 南雲 浩行

核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、別紙のとおり保安規定の変更認可の申請をします。

(別 紙)

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	MH I 原子力研究開発株式会社
住 所	〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12
代表者の氏名	取締役社長 南雲 浩行
事業所の名称	MH I 原子力研究開発株式会社
事業所の住所	〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12

2. 変更の内容

- (1) 新たに、第33条の2として「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関する事項を追加する。
- (2) 第5条（職務）のうち、以下の管理部（管理課長）の業務を安全管理部（施設管理グループ長）へ移管するとともに、それに伴う保守管理に関する条項を変更する。
 - ・周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること
 - ・通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること
- (3) その他記載の見直し。

詳細を別添に示す。

3. 変更の理由

- (1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の考え方を適用するため。
- (2) 管理部業務の一部を安全管理部業務として集約（一元化）するため。
- (3) その他記載の適正化のため。

4. 施行日

変更後の保安規定については、原子力規制委員会による認可日以降、社長が定める日から施行する。

核燃料物質使用施設等保安規定
変更認可申請書

新旧対照表

2024年1月31日

MH I 原子力研究開発(株)

変 更 前	変 更 後	理 由
<p data-bbox="430 407 908 441">燃料ホットラボ施設</p> <p data-bbox="409 541 928 575">核燃料物質使用施設等</p> <p data-bbox="566 632 771 665">保安規定</p> <p data-bbox="587 716 750 749">(H-35)</p> <p data-bbox="552 1486 789 1520">2023年5月 改定 19</p> <p data-bbox="486 1667 854 1701">MH I 原子力研究開発株式会社</p>	<p data-bbox="1703 407 2181 441">燃料ホットラボ施設</p> <p data-bbox="1682 541 2202 575">核燃料物質使用施設等</p> <p data-bbox="1840 632 2044 665">保安規定</p> <p data-bbox="1860 716 2024 749">(H-35)</p> <p data-bbox="1825 1486 2062 1520"><u>2024年1月 改定 20</u></p> <p data-bbox="1760 1667 2128 1701">MH I 原子力研究開発株式会社</p>	<p data-bbox="2594 1486 2911 1562">(3) その他記載の適正化のため。</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>第1章 総則（省略）</p> <p>第2章 保安及び保安品質マネジメントに関する組織</p> <p>第4条（省略）</p> <p>（職務）</p> <p>第5条 当施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、当施設に係る保安上の業務を総括する。</p> <p>(2) 第二研究部長は、ホット試験技術開発室長を指揮監督して、当施設における核燃料物質等の使用等に関する業務の統括を行う。</p> <p>(3) ホット試験技術開発室長は、次の業務を行う。</p> <p>ア、核燃料物質等の使用等に関すること</p> <p>イ、設備並びに機器の運転（操作を含む。）及び保守に関すること</p> <p>ウ、管理区域の作業管理に関すること</p> <p>(4) 安全管理部長は、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長を指揮監督して、当施設における保安管理に関する業務の統括を行う。</p> <p>(5) 施設管理グループ長は、電気設備、非常用電源設備、気体廃棄設備及び液体廃棄設備の運転及び保守に関する業務を行う。</p> <p>(6) 放射線管理グループ長は、当施設における放射線管理、放射線測定、被ばく線量の管理及び放射線測定器の管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 管理部長は、管理課長を指揮監督して、当施設における管理全般に関する業務の統括を行う。</p> <p>(8) 管理課長は、次の業務を行う。</p> <p>ア、周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること</p> <p>イ、特殊健康診断に関すること</p> <p>ウ、社外関係機関との協力体制、その他保安管理に係る取り決め等渉外に関すること</p> <p>エ、通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること</p> <p>オ、使用施設等の保安に係る調達業務に関すること</p> <p>第6条～第9条（省略）</p> <p>第2章の2 保安品質マネジメント計画（省略）</p> <p>第3章 保安教育（省略）</p> <p>第4章 災害の防止上特に管理を必要とする設備の操作（省略）</p> <p>第5章 放射線管理</p> <p>第26条～第29条（省略）</p>	<p>第1章 総則（変更なし）</p> <p>第2章 保安及び保安品質マネジメントに関する組織</p> <p>第4条（変更なし）</p> <p>（職務）</p> <p>第5条 当施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、当施設に係る保安上の業務を総括する。</p> <p>(2) 第二研究部長は、ホット試験技術開発室長を指揮監督して、当施設における核燃料物質等の使用等に関する業務の統括を行う。</p> <p>(3) ホット試験技術開発室長は、次の業務を行う。</p> <p>ア、核燃料物質等の使用等に関すること</p> <p>イ、設備並びに機器の運転（操作を含む。）及び保守に関すること</p> <p>ウ、管理区域の作業管理に関すること</p> <p>(4) 安全管理部長は、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長を指揮監督して、当施設における保安管理に関する業務の統括を行う。</p> <p>(5) 施設管理グループ長は、<u>次の業務を行う。</u></p> <p><u>ア、電気設備、非常用電源設備、気体廃棄設備及び液体廃棄設備の運転及び保守業務に関すること</u></p> <p><u>イ、周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること</u></p> <p><u>ウ、通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること</u></p> <p>(6) 放射線管理グループ長は、当施設における放射線管理、放射線測定、被ばく線量の管理及び放射線測定器の管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 管理部長は、管理課長を指揮監督して、当施設における管理全般に関する業務の統括を行う。</p> <p>(8) 管理課長は、次の業務を行う。</p> <p>ア、特殊健康診断に関すること</p> <p><u>イ、社外関係機関との協力体制、その他保安管理に係る取り決め等渉外に関すること</u></p> <p><u>ウ、使用施設等の保安に係る調達業務に関すること</u></p> <p>第6条～第9条（変更なし）</p> <p>第2章の2 保安品質マネジメント計画（変更なし）</p> <p>第3章 保安教育（変更なし）</p> <p>第4章 災害の防止上特に管理を必要とする設備の操作（変更なし）</p> <p>第5章 放射線管理</p> <p>第26条～第29条（変更なし）</p>	<p>(2) 管理部業務の一部を安全管理部業務として集約（一元化）するため(7箇所)</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第30条 周辺監視区域は、別図第3に掲げる区域とする。</p> <p>2 管理部長は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p> <p>第31条～第33条 (省略)</p> <p>(記載なし)</p> <p>第34条～第36条 (省略)</p> <p>第6章 放射線測定 (省略)</p> <p>第7章 施設管理</p> <p>第41条 (省略)</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p>第41条の2 第二研究部長は、当施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえて、施設管理方針を定める。また、施設管理の有効性評価の結果に応じて、必要により施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>2 第二研究部長、安全管理部長及び管理部長は、施設管理の実施方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、施設管理の有効性評価の結果を踏まえた施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第30条 周辺監視区域は、別図第3に掲げる区域とする。</p> <p>2 <u>安全管理部長</u>は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p> <p>第31条～第33条 (変更なし)</p> <p><u>(放射性廃棄物でない廃棄物)</u></p> <p><u>第33条の2 放射線管理グループ長は、管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物 (以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」という。) として搬出する場合は、次に掲げる事項を確認する。</u></p> <p>(1) <u>設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。なお、汚染された資材等については、汚染部位を特定・分離を行った場合、汚染されていない部位について、適切な測定方法により、放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</u></p> <p>(2) <u>使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により、汚染がないこと。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていなかった物品については、適切な測定方法により、放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われた場合には、その記録等により汚染がないこと。</u></p> <p>(3) <u>放射性廃棄物でない廃棄物として搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</u></p> <p>(4) <u>適切な測定方法によって、念のための放射線測定を行い、測定結果がバックグラウンド変動を考慮した理論検出限界曲線の検出限界値未満であること。</u></p> <p>第34条～第36条 (変更なし)</p> <p>第6章 放射線測定 (変更なし)</p> <p>第7章 施設管理</p> <p>第41条 (変更なし)</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p>第41条の2 第二研究部長は、当施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえて、施設管理方針を定める。また、施設管理の有効性評価の結果に応じて、必要により施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>2 第二研究部長<u>及び</u>安全管理部長は、施設管理の実施方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、施設管理の有効性評価の結果を踏まえた施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>(2) 管理部業務の一部を安全管理部業務として集約 (一元化) するため。</p> <p>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の考え方を適用するため。</p> <p>(2) 管理部業務の一部を安全管理部業務として集約 (一元化) するため。 (管理部長の記載削除を含む)</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(施設管理の重要度が高い設備・機器に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第41条の3 第二研究部長、安全管理部長及び管理部長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 第二研究部長、安全管理部長及び管理部長は、前項の定量的な目標について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第41条の4 第二研究部長、安全管理部長及び管理部長は、所掌する設備・機器について、第41条の施設管理目標及び前条の重要度が高い設備・機器の定量的な目標を達成するために、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 第二研究部長、安全管理部長及び管理部長は、前項で定めた施設管理実施計画について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第42条 第二研究部長、安全管理部長及び管理部長は、所掌する設備・機器について、前条で定めた施設管理実施計画に従って保全活動を行う。</p> <p>第42条の2 (省略)</p>	<p>(施設管理の重要度が高い設備・機器に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第41条の3 第二研究部長及び安全管理部長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 第二研究部長及び安全管理部長は、前項の定量的な目標について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第41条の4 第二研究部長及び安全管理部長は、所掌する設備・機器について、第41条の施設管理目標及び前条の重要度が高い設備・機器の定量的な目標を達成するために、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 第二研究部長及び安全管理部長は、前項で定めた施設管理実施計画について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第42条 第二研究部長及び安全管理部長は、所掌する設備・機器について、前条で定めた施設管理実施計画に従って保全活動を行う。</p> <p>第42条の2 (変更なし)</p>	<p>(2) 管理部業務の一部を安全管理部業務として集約(一元化)するため。(5箇所(管理部長の記載削除を含む))</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(定期的な自主検査)</p> <p>第42条の3 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第41条の4で定めた施設管理実施計画に従って、次の各号に掲げるところにより定期的な自主検査を行う。なお、検査にあたっては、必要に応じて対象となる設備を所管する部門と異なる部門の者に行わせなければならない。</p> <p>(1) 施設の保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査を年1回以上行う。</p> <p>(2) 施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の点検校正を年1回行う。</p> <p>2 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、前項の結果、異常を認めた場合は、修理等の措置を講じる。</p> <p>3 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の定期的な自主検査の結果及び第2項の措置について、第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第42条の4 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の修理を行おうとする場合に、その修理が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>2 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の改造を行おうとするときは、その改造が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の修理及び第2項の改造を行おうとする場合は、あらかじめ許認可申請手続きの必要性を確認する。</p> <p>4 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の修理及び第2項の改造を終えたときは、その状況について、第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(保全活動の有効性評価)</p> <p>第42条の5 第二研究部長、安全管理部長及び管理部長は、保全活動から得られる情報等から、保全活動の有効性を評価し、保全活動が有効に機能していることを確認する。</p> <p>2 第二研究部長、安全管理部長及び管理部長は前項の確認の結果、必要と認められる場合には見直しを行い、継続的な改善に繋げる。</p> <p>第42条の6 (省略)</p> <p>第43条 (省略)</p> <p>第8章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬 (省略)</p> <p>第9章 放射性廃棄物の管理 (省略)</p> <p>第10章 非常時の措置 (省略)</p>	<p>(定期的な自主検査)</p> <p>第42条の3 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、第41条の4で定めた施設管理実施計画に従って、次の各号に掲げるところにより定期的な自主検査を行う。なお、検査にあたっては、必要に応じて対象となる設備を所管する部門と異なる部門の者に行わせなければならない。</p> <p>(1) 施設の保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査を年1回以上行う。</p> <p>(2) 施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の点検校正を年1回行う。</p> <p>2 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、前項の結果、異常を認めた場合は、修理等の措置を講じる。</p> <p>3 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、第1項の定期的な自主検査の結果及び第2項の措置について、第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第42条の4 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の修理を行おうとする場合に、その修理が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>2 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の改造を行おうとするときは、その改造が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、第1項の修理及び第2項の改造を行おうとする場合は、あらかじめ許認可申請手続きの必要性を確認する。</p> <p>4 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、第1項の修理及び第2項の改造を終えたときは、その状況について、第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(保全活動の有効性評価)</p> <p>第42条の5 第二研究部長及び安全管理部長は、保全活動から得られる情報等から、保全活動の有効性を評価し、保全活動が有効に機能していることを確認する。</p> <p>2 第二研究部長及び安全管理部長は前項の確認の結果、必要と認められる場合には見直しを行い、継続的な改善に繋げる。</p> <p>第42条の6 (変更なし)</p> <p>第43条 (変更なし)</p> <p>第8章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬 (変更なし)</p> <p>第9章 放射性廃棄物の管理 (変更なし)</p> <p>第10章 非常時の措置 (変更なし)</p>	<p>(2) 管理部業務の一部を安全管理部業務として集約(一元化)するため。(9箇所)(管理部長の記載削除を含む)</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>第11章 記録及び報告 (記 録)</p> <p>第61条 第二研究部長、安全管理部長及び管理部長は、別表第16第1欄に掲げる事項について、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、同表第3欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第4欄に掲げる者に、同表第5欄に掲げる期間保存させる。</p> <p>第62条 (省略)</p>	<p>第11章 記録及び報告 (記 録)</p> <p>第61条 第二研究部長<u>及び</u>安全管理部長は、別表第16第1欄に掲げる事項について、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、同表第3欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第4欄に掲げる者に、同表第5欄に掲げる期間保存させる。</p> <p>第62条 (変更なし)</p>	<p>(2) 管理部業務の一部を安全管理部業務として集約(一元化)するため。 (管理部長の記載削除を含む)</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>【付貝】 (施行期日) この規定は、認可日以降、社長が定める日から施行する。</p> <p>(沿 革)</p> <p>制 定 平成 2年10月 1日 (認可番号 2安(核規)第611号) 改 定 平成 3年 1月 7日 (認可番号 2安(核規)第831号) 改 定 平成 4年 6月15日 (認可番号 4安(核規)第356号) 改 定 平成 6年 1月20日 (認可番号 5安(核規)第847号) 改 定 平成 9年 5月26日 (認可番号 9安(核規)第65号) 改 定 平成12年 6月15日 (認可番号 12安(核規)第570号) 全面改定 平成12年12月27日 (認可番号 12安(核規)第783号) 改 定 平成13年 3月29日 (認可番号 12機文科科第30号) 改 定 平成13年12月27日 (認可番号 13機文科科第61号) 改 定 平成15年 3月10日 (認可番号 14機文科科第52号) 改 定 平成15年 5月14日 (認可番号 15機文科科第3号) 改 定 平成15年 7月31日 (認可番号 15機文科科第23号) 改 定 平成16年 4月14日 (認可番号 15機文科科第83号) 改 定 平成17年 4月21日 (認可番号 16機文科科第67号) 改 定 平成21年 8月26日 (認可番号 21機文科科第6018号) 改 定 平成22年 9月22日 (認可番号 22受文科科第5125号) 改 定 平成26年 4月28日 (認可番号 原規規発第1404256号) 改 定 平成27年 9月 1日 【認可日 平成27年 8月 5日 (認可番号 原規規発第15080519号)】 改 定 平成28年 4月 1日 【認可日 平成28年 3月31日 (認可番号 原規規発第16033136号)】 改 定 平成29年 9月 4日 【認可日 平成29年 8月24日 (認可番号 原規規発第1708241号)】 改 定 平成30年 6月20日 【認可日 平成30年 6月11日 (認可番号 原規規発第1806114号)】 改 定 令和 3年 4月26日 【認可日 令和 3年 4月 7日 (認可番号 原規規発第2104073号)】 改 定 令和 4年 5月11日 【認可日 令和 4年 4月21日 (認可番号 原規規発第2204215号)】 改 定 令和 5年 5月17日 【認可日 令和 5年 5月 9日 (認可番号 原規規発第2305099号)】</p>	<p>【付貝】 (施行期日) この規定は、認可日以降、社長が定める日から施行する。</p> <p>(沿 革)</p> <p>制 定 平成 2年10月 1日 (認可番号 2安(核規)第611号) 改 定 平成 3年 1月 7日 (認可番号 2安(核規)第831号) 改 定 平成 4年 6月15日 (認可番号 4安(核規)第356号) 改 定 平成 6年 1月20日 (認可番号 5安(核規)第847号) 改 定 平成 9年 5月26日 (認可番号 9安(核規)第65号) 改 定 平成12年 6月15日 (認可番号 12安(核規)第570号) 全面改定 平成12年12月27日 (認可番号 12安(核規)第783号) 改 定 平成13年 3月29日 (認可番号 12機文科科第30号) 改 定 平成13年12月27日 (認可番号 13機文科科第61号) 改 定 平成15年 3月10日 (認可番号 14機文科科第52号) 改 定 平成15年 5月14日 (認可番号 15機文科科第3号) 改 定 平成15年 7月31日 (認可番号 15機文科科第23号) 改 定 平成16年 4月14日 (認可番号 15機文科科第83号) 改 定 平成17年 4月21日 (認可番号 16機文科科第67号) 改 定 平成21年 8月26日 (認可番号 21機文科科第6018号) 改 定 平成22年 9月22日 (認可番号 22受文科科第5125号) 改 定 平成26年 4月28日 (認可番号 原規規発第1404256号) 改 定 平成27年 9月 1日 【認可日 平成27年 8月 5日 (認可番号 原規規発第15080519号)】 改 定 平成28年 4月 1日 【認可日 平成28年 3月31日 (認可番号 原規規発第16033136号)】 改 定 平成29年 9月 4日 【認可日 平成29年 8月24日 (認可番号 原規規発第1708241号)】 改 定 平成30年 6月20日 【認可日 平成30年 6月11日 (認可番号 原規規発第1806114号)】 改 定 令和 3年 4月26日 【認可日 令和 3年 4月 7日 (認可番号 原規規発第2104073号)】 改 定 令和 4年 5月11日 【認可日 令和 4年 4月21日 (認可番号 原規規発第2204215号)】 改 定 令和 5年 5月17日 【認可日 令和 5年 5月 9日 (認可番号 原規規発第2305099号)】 改 定 令和 年 月 日 【認可日 令和 年 月 日 (認可番号 原規規発第 号)】</p>	<p>(3)その他記載の適正化のため。</p>

変更前					変更後					理由
別表第16 核燃料物質の使用等に関する記録 (1) 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録 1. 及び2. (省略)					別表第16 核燃料物質の使用等に関する記録 (1) 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録 1. 及び2. (変更なし)					(2) 管理部業務の一部を安全管理部業務として集約（一元化）するため。(2箇所) (管理部長の記載削除を含む)
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
3. 操作記録 (イ) 警報装置から発せられた警報の内容*	その都度	ホット試験技術開発室長, 放射線管理グループ長, 施設管理グループ長 及び管理課長	ホット試験技術開発室長, 放射線管理グループ長, 施設管理グループ長 及び管理課長	1年間	3. 操作記録 (イ) 警報装置から発せられた警報の内容*	その都度	ホット試験技術開発室長, 放射線管理グループ長 及び施設管理グループ長	ホット試験技術開発室長, 放射線管理グループ長 及び施設管理グループ長	1年間	
4. ~6. (省略) (2) その他の記録(省略)					4. ~6. (変更なし) (2) その他の記録(変更なし)					